

# 令和6年度 事業計画

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

## 【基本方針】

国内では、コロナ禍の様々な制限が解除され、地域毎の活動が徐々に戻ってきています。古賀市においても、福祉会のサロン活動等が活発となり、特に高齢者の介護予防や孤立化防止等につながっています。

一方では、周囲の声掛けにも応えられず、多くの課題を抱えたまま日々の生活を続けているケースもあり、いかにして必要なサービス等につないでいくのかが、地域の悩みともなっており、その改善に向けた取組みが本会の使命ともなっています。

令和6年度は、第6次古賀市地域福祉活動計画（以下「第6次計画」という。）のスタートであり、これを基本においた地域での福祉推進が期待されるところでもあります。そのため、この計画の本旨を市民に十分理解していただき、「すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち」の実現に向け、市とも共働して安心して末永く暮らせるまちづくりに取組みます。

令和6年度は、次の4つの重点目標に基づき事業を実施します。

### 重点目標1 法人運営の基盤強化

- ホームページのリニューアルと広報強化
- 業務効率化に向けたデジタル化の検討
- 理事・評議員の構成団体及び定員の見直し

### 重点目標2 地域福祉の推進

- 福祉会活動の支援
- ボランティア活動の充実に向けた支援
- 権利擁護事業の推進

### 重点目標3 介護保険事業等の健全運営

- ケアマネジメント力の強化
- 特定相談支援事業所廃止に向けた準備
- 事業継続に向けた職員の確保と資質向上
- 法人全体の連携を通した利用者支援

### 重点目標4 社会福祉センターの活性化

- 千鳥苑送迎バスの有効活用
- 安心して利用出来る緊急時連絡先台帳の整備
- 施設サービス向上のための環境整備
- 利用料減免対応の一部見直し

## 【実施計画】

### <総務部門>

#### 1 法人運営事業

##### 《事業目標》

経営管理責任部門として、地域福祉事業や介護事業を継続的に推進していくため、安定的な組織運営の構築に努めます。また次期役員改選に向けて規程等の整理を行っていきます。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) 委員会

- ①地域福祉推進委員会
- ②経営検討委員会
- ③評議員選任・解任委員会
- ④第三者委員会

(4) 監事監査

(5) 社協の基盤強化

- ①役員等の定数や選出母体の見直し
- ②資金運用による福祉財源の確保
- ③専門職による会計、税務及び財務に関する相談助言
- ④業務効率化に向けたデジタル化の検討
- ⑤事務局内の連携強化
- ⑥研修等による職員の資質向上

## <地域福祉部門>

### 1 地域福祉事業の推進

#### 『事業目標』

地域生活課題を明らかにした上で、自治会や福祉会をはじめとする地域活動団体との連携により、課題解決に向けた方策を考えていきます。また、第6次地域福祉活動計画に基づき、地域福祉事業の推進を市民や本会、古賀市と3者協働で行っています。また、福祉社会の活動に対しては、標準的な取組例を提案しながら活動の充実を図っていきます。

#### (1) 広報啓発活動

- ①事業説明会の実施
- ②社協だよりの発行
- ③イベントでの広報活動
- ④HP、SNSの活用

#### (2) 福祉財源の確保

- ①会員加入の促進
  - ・区長会や福祉会等との連携
  - ・会員制度の検討
- ②他の財源の検討

#### (3) 福祉団体の活動支援

- ①運営及び事業助成の実施

#### (4) 児童・子育て世代の応援

- ①小学校入学祝品の贈呈
- ②社会福祉協力校の活動支援

#### (5) 貸出事業

- ①車いす
- ②チャリティ号
- ③車いす対応車
- ④チャイルドシート
- ⑤レクリエーション用具等  
(ビンゴゲーム、プロジェクター等)

#### (6) 関係機関、団体との連携

- ①災害時相互支援の推進
- ②地域福祉の推進

#### (7) 井戸ばた座談会の実施

- ①地域の課題解決に向けた市民や団体等との井戸ばた座談会の実施

#### (8) 小地域福祉会活動の推進

- ①区福祉会の活動支援
- ②校区福祉会の活動支援
- ③古賀市福祉会連絡会の活動支援

#### (9) ボランティア活動の推進

- ①活動の場の提供と調整
- ②ボランティア団体の活動支援
- ③災害時における円滑なボランティア活動の推進

#### (10) 福祉学習の推進

- ①学校、地域、企業での実施

#### (11) 地域における公益的事業の推進

- ①市内社会福祉法人との連携強化
- ②ふくおかライフレスキュースタジアムへの参加及び支援サポーターの配置

### 2 地域福祉体制整備事業の推進

#### 《事業目標》

古賀市における地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、関係機関・団体等と連携し、支援体制の構築を図ります。また、地域課題や地域活動を把握し、地域での支え合い体制の構築に努めます。

#### (1) コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)事業の推進(古賀市受託事業)

- ①相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関との連携による支援の実施
- ②関係支援機関との連携・協議による見守りや支援体制の整備
- ③地域の社会資源の活用による社会とのつながりづくりに向けた参加支援
- ④地域住民に対する福祉活動の啓発と地域づくり

#### (2) 生活支援体制整備事業の推進(古賀市受託事業)

- ①地域の課題や資源の把握及び分析
- ②地域活動の担い手の確保と連携強化
- ③高齢者ニーズに対応した地域資源(つどいの場、移動スーパー等)の活用とマッチング
- ④地域の支え合いや高齢者の介護予防・社会参加の促進

### 3 権利擁護事業の推進

#### 《事業目標》

認知症や障がいなど、様々な理由により適切な判断をすることが難しいために、日常生活に不安を抱える人が増えています。支援を必要とする市民の権利を擁護し寄り添いながら支援します。また、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じ、担い手となる市民後見人、市民生活支援員の確保と資質向上を図ります。

#### (1) 権利擁護体制の推進

- ①権利擁護事業の広報啓発
- ②権利擁護推進委員会の開催

## (2) 総合相談の実施

- ①高齢者・障がい者弁護士無料相談会の実施
- ②安心生活サポート事業相談及び日常生活自立支援事業相談の実施
- ③成年後見制度等相談の実施

## (3) 安心生活サポート事業（古賀市受託事業）及び日常生活自立支援事業（一部福岡県社協受託事業）の実施

- ①利用者に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知
- ③地域包括支援センターや保護係をはじめとする関係機関との連携

## (4) 法人後見事業の実施

- ①被後見人等に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知
- ③福岡家庭裁判所や地域包括支援センター、保護係をはじめとする関係機関との連携
- ④法人後見運営委員会の開催

## (5) 人材育成（古賀市受託事業）

- ①あんしん生活サポーター養成講座の実施
- ②市民後見人、市民生活支援員フォローアップ研修の実施
- ③市民後見人、市民生活支援員ミーティングの実施
- ④市民後見人、市民生活支援員に対する活動支援及び指導の実施
- ⑤その他専門研修による資質向上

# 4 生活福祉資金貸付事業の推進

## 《事業目標》

高齢、障がい、低所得者世帯及び失業等による生活困窮者に対する自立支援を目的とする制度の周知及び活用支援を行い、相談窓口の機能強化をめざします。また、相談者のおかれている生活状況に配慮し、迅速な相談・受付対応ができるよう、市との連携体制を維持しながら、必要な支援へつなげていきます。

## (1) 生活福祉資金貸付事業の実施

## (2) 生活福祉資金貸付事業の周知

## (3) 民生委員・児童委員との連携による受付から償還までの相談機能の強化

## (4) 保護係（生活再生支援担当）をはじめとする関係機関との連携

## 5 生活困窮者支援

### 《事業目標》

古賀市が実施する生活困窮者自立支援制度に基づく各種関連事業との連携・協働、さらには、地域福祉体制整備事業等を推進して行く中で、包括的な相談支援体制づくりに努め、既存の制度では対応が困難な生活困窮者の緊急的な生活課題の解決に向け、食料の支援等に取り組みます。

(1) ふくおかライフレスキュー事業を活用した支援（再掲）

(2) 食料支援等の実施

(3) 社会福祉法人をはじめとする関係機関との情報交換や連携強化

## 6 地域包括支援センター事業の推進（古賀市受託事業）

### 《事業目標》

これまで築いた地域活動者（団体）や福祉・医療関係者等とのネットワークをさらに充実させ、地域福祉係や事業課・社会福祉センターと連携を図りながら、高齢者が地域で安心して生活できるような体制づくりに取り組みます。また、介護あんしん相談会そえて（交流カフェ）の継続にあたっては、認知症の有無にかかわらず、誰もが気軽につどい、交流できる場所の開拓をめざします。

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務

- ・民協定例会・福祉会サロン等への参加
- ・介護あんしん相談会そえて（交流カフェ）の開催（千鳥苑・地域）

②権利擁護業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（ケアマネジャーの支援）

④地域ケア会議の実施

- ・地域ケア会議個別会議
- ・地域ケア会議圏域会議

⑤地域活動団体や事業所とのネットワークづくり

- ・民生委員、福祉会との連携・協力
- ・圏域内の地域密着型事業所（まちかど介護相談事業所）との連携・協力
- ・CSW/SCとの連携・協力

⑥認知症総合支援事業

- ・認知症地域支援推進員を中心とした地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上
- ・認知症理解の普及啓発
- ・認知症当事者・家族への支援

(2) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

①1月あたりの目標利用者数

- ・指定介護予防支援事業 92人
- ・第1号介護予防支援事業 80人

(3) 広報力の強化

- ①第2包括だよりの発行・配付
- ②社協だよりへの広報記事掲載
- ③ホームページ・公式LINEの活用
- ④包括PRチラシの配付

(4) 研修等参加による職員の資質向上

- ①定例会議の実施
- ②各種研修への参加

## <事業部門>

### 1 居宅介護支援事業の推進

#### 《事業目標》

長年古賀市で過ごされた利用者が、要介護状態になられた場合でも住み慣れた地域での生活を続けられるよう一緒に考えていきます。利用者が地域の中で孤立してしまわないよう地域の方との連携を密にしていきます。そのために必要な介護サービスが利用できるようケアプランを作成していきます。またサービス向上を目指し利用者へアンケートを実施します。

#### (1) 目標利用者数の確保

##### ①1月あたりの利用者目標数

介護予防ケアマネジメント、介護予防支援 40人

居宅介護支援 255人

#### (2) 研修等による職員の資質向上

##### ①定例会議の毎週開催による事例検討等の実施

##### ②各種研修への参加

- ・介護支援専門員更新研修受講
- ・介護支援専門員研修会参加
- ・古賀市居宅介護支援事業所ネットワーク研修会参加（年3回）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年3回）

#### (3) 利用者ニーズへの対応

- ・利用者（家族）アンケートの実施

#### (4) 介護サービス提供事業者や地域包括支援センター等の関係機関との連携

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会・研修会等の実施
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加

#### (5) 地域福祉係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

#### (6) 介護支援専門員実務研修実習受入れ

#### (7) 感染症への対応

### 2 通所介護事業の推進

#### 《事業目標》

自宅で安心して健康的な生活が続けられるよう、利用者一人ひとりの心身状況に応じた個別の訓練を行います。また、自宅でできる運動や他者との交流を行い、生きがいや楽し

みを感じながら日々過ごせるよう支援します。同時に、介護者の心身状況にも配慮しながら、介護疲れが軽減できるよう支援します。事業運営においては、サービス提供体制の見直しや感染症予防、安全・快適で利用しやすい環境づくりに取り組みます。

#### (1) 目標利用者数の確保

##### ① 1日あたりの目標利用者数

通所介護	月～金	27人	土	14人	月～土	25人
現行相当	月～金	8人	土	4人	月～土	7人
基準緩和	月～金	7人	土	3人	月～土	6人

#### (2) 研修等による職員の資質向上及び確保

##### ① 定例研修会（1～2か月1回程度）

##### ② 各種研修への参加

- ・古賀市通所系事業所ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年4回）
- ・資格取得支援の実施

#### (3) 自立支援に向けたサービスの提供

##### ① 個別ニーズに応じた目標・計画の設定と自立支援に向けたサービスの提供

##### ② 和室や訓練用品を活用した生活機能向上をめざした個別訓練の充実

#### (4) 安全・快適で利用しやすい環境づくり

#### (5) 利用者ニーズへの対応

##### ① 利用者（家族）アンケートの実施

#### (6) 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携

##### ① 利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

#### (7) 地域活動への支援

##### ① 各種介護予防活動（福祉会・シニアクラブ等）への支援

#### (8) 感染症への対応

### 3 古賀市介護予防出前講座の実施

#### 《事業目標》

「古賀市まちづくり出前講座」の一環として、「認知症を予防しよう」をテーマにした介護予防講座を実施し、高齢になっても元気でいきいきと生活するための介護予防の推進に努めます。

#### (1) 「いきいき体操」の実施

## 4 訪問介護事業及び障がい福祉サービス等事業の推進

### 《事業目標》

高齢になっても障がいがあっても、自宅でより充実した生活が続けられるよう「自立生活支援」の視点で、家事や身体介護、外出による社会参加等、個々に応じた適切な対応ができるよう努めます。サービス提供にあたっては、ヘルパー間、ケアマネジャー等関係機関との情報共有・連携により、利用者ニーズの把握、迅速・丁寧な対応に努め、利用者や家族から信頼が得られる事業の実施をめざします。また、自然災害や感染症に対応した危機管理対策や利用者に対する安心・安全の確保に取り組みます。

#### (1) 目標利用者数の確保

##### ①1月あたりの利用者目標数

介護保険（介護給付）	訪問介護	91人			
（総合事業）	基準緩和	66人	現行相当	19人	
障がい福祉サービス	居宅介護	23人	同行援護	4人	移動支援 1人
まかせて安心（自費）サービス		33人			

#### (2) 研修等による職員の資質向上及び確保

##### ①定例会議

- ・研修会（毎月1回）
- ・事務所会議（毎月1回）

##### ②各種研修への参加

- ・古賀市訪問介護員ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年3回）
- ・福岡県ホームヘルパー連絡会研修会参加（年2回）
- ・資格取得支援の実施

#### (3) 利用者ニーズへの対応

##### ①利用者（家族）アンケートの実施

#### (4) 介護サービス・障がい福祉サービス事業者や地域包括支援センター、福祉課等の関係機関との連携

##### ①利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

#### (5) 感染症への対応

## 5 古賀市受託事業

### 《事業目標》

家事や育児等の支援が必要な家庭を訪問し、自宅で安心して日常生活が送れるよう支援し

ます。

(1) 子育て世帯訪問支援事業の実施

(2) 産前産後家事育児支援家庭訪問事業の実施

## 6 特定相談支援事業の推進

### 《事業目標》

障がいのある人が自らが望む場所で社会の一員として日常生活、社会生活を送れるよう支援していきます。時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守りながら、抱える課題に対して細やかに継続的に支援を行います。

(1) 目標利用数の確保

①年間利用者目標数 計画相談支援（新規） 12人  
計画相談支援（モニタリング） 12人

(2) 市町村や他相談支援事業所・障がい福祉サービス事業者との連携

- ・古賀市障害福祉サービス事業者連携会議参加
- ・事例等に関する連携及び対応策協議、サービス担当者会議での連携

(3) 研修等による職員の資質向上

①定例会議による事例検討等の実施

(4) 地域福祉係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

(5) 感染症への対応

(6) 特定相談支援事業所廃止に向けた準備

## <指定管理部門>

### 1 社会福祉センター及び介護予防支援事業（しやんしやん）の管理運営の推進 《事業目標》

古賀市公の施設に係る指定管理者の指定を受けて、市民の社会福祉の充実、健康の保持増進及び教養の向上に資する地域福祉の重要な拠点として、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に安心してつどえる場（サービス）の提供、地域との連携による地域に根差した施設運営に取り組みます。

#### （1）幅広い世代の居場所づくり（地域福祉推進の拠点づくり）

年間目標利用者数 41,110人（内しやんしやん3,160人）

##### ①大広間の活性化

- ・大広間の利用促進
- ・健康づくり、介護予防、生きがいづくりの機会の提供
- ・利用者の活動発表及び交流の場の提供

##### ②多目的グラウンドの活用

- ・多目的グラウンドの利用促進

##### ③利用者の利便性及びサービスの向上

- ・施設サービスの向上
- ・風呂貸切サービスの実施

##### ④安全・安心の確保

- ・施設設備や備品の老朽化に対する日常の保守管理・修繕の実施
- ・利用者緊急時の対応強化（緊急時連絡先台帳の整備）
- ・地域包括支援センターとの連携による身近で気軽に相談できる環境の提供

##### ⑤地域交流、事業啓発

- ・地域福祉活動の活性化支援
- ・近隣施設との世代間交流や実習受け入れ
- ・千鳥苑カレンダーやホームページリニューアル、フェイスブック等による各種情報発信

##### ⑥しやんしやん事業

- ・運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムの実施

#### （2）送迎バスの有効活用

##### ①バス送迎時間外における活用

- ・利用団体に対する個別送迎実施による利用促進
- ・福祉会等地域活動団体へのバス貸出による外出及び社会参加支援の実施

#### （3）継続的な事業運営の充実とサービスの向上

##### ①アンケート調査の実施

##### ②定期的な職員会議による情報共有と課題協議

##### ③研修等による職員の資質向上

##### ④総務・地域課及び事業課との連携